

社会福祉法人 別府市社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人別府市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、期末手当、通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、理事会、監事監査及び協議会業務のためその他の会議に出席したときは、別表1により費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき旅費を支給することができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表2に定める額
- (2) 期末手当については、別表3に定める額
- (3) 通勤手当については、給与規程第12条の規定に準ずる額

(常勤役員の労働条件等)

第5条 常勤役員は、職員の所定労働時間の3分の2以上、法人の業務に従事しなければならない。

2 前項を除く常勤役員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項は、協議会職員就業規則を準用する。

(常勤役員の報酬等の特例)

第6条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者が常勤役員となった場合の報酬等及び労働条件等に関しては、次の各号に定めるものとする。

- (1) 職員が定年退職日前に常勤役員となった場合の当該職員が定年退職日となるまでの者
 - イ 報酬等・・・・・・ 職員として得る給料を支給し、第3条及び第5条で定める報酬等は重複支給しない。ただし、出張に係る旅費は役員に係る規定を適用する。
 - ロ 労働条件等・・・・ 協議会職員就業規則他関係規程による。
- (2) 別府市職員が派遣により常勤役員となった場合の当該職員が派遣を終了するまでの者
 - イ 報酬等・・・・・・ 別府市との派遣協定により協議会が支弁するとされた報酬等
 - ロ 勤務労働条件等・・・・ 別府市との派遣協定により定める。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬及び通勤手当については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

(2) 期末手当については、毎年6月及び12月とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月26日から施行する。

別表 1

費用弁償の額 日額 3,000円

別表 2

常勤役員

(常務理事)

報酬月額 200,000円

(基準報酬分160,000円、業務管理報酬分40,000円)

別表 3 常勤役員

(常務理事)

期末手当 6月・・・報酬月額×1ヶ月分

12月・・・報酬月額×1ヶ月分